

議案第 52 号

伊賀市同和奨学金支給条例及び伊賀市奨学金支給条例の一部改正について

伊賀市同和奨学金支給条例及び伊賀市奨学金支給条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和2年5月22日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市同和奨学金支給条例及び伊賀市奨学金支給条例の一部を改正する条例

(伊賀市同和奨学金支給条例の一部改正)

第1条 伊賀市同和奨学金支給条例(平成16年伊賀市条例第148号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度の支給額の特例)

- 4 第4条の規定にかかわらず、令和2年度に奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、高等学校等に在学する者については年額120,000円、国公立の大学等に在学する者については年額240,000円、私立の大学等に在学する者については年額240,000円とする。

(伊賀市奨学金支給条例の一部改正)

第2条 伊賀市奨学金支給条例(平成16年伊賀市条例第239号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(令和2年度の支給額の特例)

- 4 第4条の規定にかかわらず、令和2年度に奨学金の支給を受ける者の奨学金の額は、高等学校等に在学する者については年額120,000円、国公立の大学等に在学する者については年額240,000円、私立の大学等に在学する者については年額240,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。